

## 2022年12月定例県議会 討論

2022年12月21日

日本共産党県議 吉田英策

日本共産党の吉田英策です。県議団を代表して討論を行います。

まず、知事提出議案第26号、第27号、第30号、第65号、第66号に反対の立場で意見を述べます。

議案第26号、県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例と議案第27号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、議員及び特別職の期末手当を0.05ヶ月分引き上げようとするものです。

一般職員の引き上げは当然ですが、県民の厳しいくらしを見れば議員、特別職の引き上げはするべきではありません。

議案第30号、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例についてです。

国の法改正に伴い、地方の個人情報保護条例を廃止し、国に一元化するための条例です。

2021年9月にデジタル関連法が成立し、行政機関などが保有する個人情報を企業の儲けのために利用する仕組みが作られました。個人データを、個人を識別できないよう加工すれば本人の同意なしに企業にも提供できる仕組みです。

企業や行政などからの住民の個人情報流失が後を絶ちません。個人情報のデータを企業の利益に活用することは、さらに個人情報の流失を招きプライバシーの侵害にもつながります。個人情報管理の一元化は、自治体独自の行政サービス抑制にもつながります。

議案第65号、議案第66号の民事調停の申し立てについてです。

この両議案は、避難区域外からの避難者に対し、国家公務員宿舍の明け渡しと未払い家賃の請求をおこなうとして、調停の申し立てを行うものです。

原発事故により避難し、国家公務員宿舍に入居した県民に対し、法的手段により追い出しを迫ることは人権上の立場からも許されません。自主避難者に対しての住宅の無償提供は2017年3月で終了し、以降は、家賃が発生、そのうえ県は、2019年4月以降、2倍家賃を請求し、住宅の明け渡しを求めてきました。また、当事者の同意もなく親族に退去と家賃支払いの協力を求めるなど入居者を精神的にも追い詰めてきました。

こうした調停の申し立ては、国際人権法、子ども被災者支援法をも無視し、経済的、精神的に追い詰める人権侵害です。今年9月に来日し避難者の人権状況を調査した国連人権理事会の特別報告者は、「強制退去は国際人権法に反する」と述べています。財務

省は、福島県に使用を認めており、退去を強要する根拠はありません。県は避難者一人一人に寄り添った対応をするべきです。今回の民事調停の申し立てが、不調に終われば裁判に訴えることになり、さらに避難者を苦しめることとなります。原発避難者を強制的に追い立てるやり方はすべきではありません。

次に議員提出議案について意見を述べます。

継続議案第 139 号 消費税 5%への減税及びインボイス制度中止を求める意見書ならびに新規意見書第 171 号インボイス制度の実施中止を求める意見書についてです。

新型コロナ禍や度重なる災害のもとで多くの中小商工業者は事業の存続の危機に直面しています。また、働く人の実質賃金はこの 10 年間で年額 24 万円も減少しています。県民からは「コロナ禍・物価高騰で生活が苦しい」「燃料も高くて冬を越せない」などの声が出されています。

もうすでに 100 近い国や地域が、経済対策として、売上税や付加価値税の減税を行い国民の暮らしを支えています。我が国も直ちに消費税の 5%への減税を実施すべきです。

また、来年 10 月から実施のインボイス制度は、これまで非課税だった年収 1,000 万円以下の免税業者に新たな税負担を求めるもので、年間売り上げが 300 万円のフリーランスにも 13 万 6 千円もの課税を押し付けます。インボイス制度の実施は、中小事業者の廃業を招くことになり中止すべきです。

よって、継続議案第 139 号、新規意見書 171 号は可決すべきであり、継続請願第 118 号、新規請願第 138 号は採択すべきです。

新規意見書第 163 号緊急事態に関する国会審議を求める意見書についてです。

これは、自民党会派が提出したもので、新型コロナ感染症対策や激甚化・頻発化する自然災害で物資輸送や行政機能に支障をきたすとして、新たな法整備が必要とし、憲法改正に向けた議論促進を求めています。

しかし、現憲法はこうした緊急事態に対して国民の命と暮らしを守ることは十分に可能であり、憲法に根ざした政治を行っていない今の政治の在り方にこそ問題があります。

新型コロナ禍での医療崩壊の危機は、歴代政府が保健所や病床を減らし続けた結果であり法的不備が原因ではありません。憲法には、「公共の福祉」の制約があり、コロナ対策においても一定の行動制限は可能です。国民は、コロナの緊急事態下であっても秩序ある行動をしてきたのです。

自然災害でも、道路をふさぐ震災がれきの撤去や支援物資の輸送、被災者支援に奔走したのは建設業者や市町村の職員です。災害で必要なのは、むしろ中央に権力を集中するのではなく、地方に大きな権限をゆだねることです。

今必要なのは、憲法改正の議論ではなく、現憲法をいかに暮らしに生かすか、憲法に寄り添う政治の実現です。

よって、新規意見書 163 号は否決すべきです。

次に新規意見書第 164 号憲法違反の敵基地攻撃能力保有を含む大軍拡方針の撤回を求める意見書についてです。

岸田政権は、敵基地攻撃能力の保有を含む防衛力強化のため、防衛費を 5 年以内に現在の GDP 比 1% から倍の 2%、約 11 兆円にするための予算措置を指示し、来年度から 5 年間で総額 43 兆円にすることを閣議決定しました。これで世界第 3 位の軍事大国になります。

自公政権は、2015 年に強行した安保法制と、集団的自衛権行使の閣議決定で、戦争する国づくりを進めてきました。今回閣議決定した安保 3 文書で、その具体化としての敵基地攻撃能力の保有にいよいよ踏み込み、専守防衛の立場を大転換するものです。

集団的自衛権の発動で、日本が攻撃されていなくてもアメリカ軍と一体に「敵基地攻撃能力」を使う、まさに先制攻撃そのものです。こうした憲法違反の敵基地攻撃能力の保有は日本の憲法の下では絶対に認められません。

そして、この道を進めばどうなるか、国民の暮らしを破壊することになります。大軍拡の財源を国民への消費税の増税、社会保障の大幅削減、年金削減や医療費負担の引き上げをおこなうことで賄うとし、すでに国公立病院を運営する独立行政法人に対してコロナ積立金を早期に国庫に返納するよう求めています。さらに、復興特別所得税まで軍事財源に使おうとしていることは断じて許されません。今でさえ厳しい国民の暮らしをどこまでも押しつぶすものです。

直近の世論調査で、毎日新聞は、防衛費増額の財源として増税することに 69% が反対、朝日新聞でも 66% が反対です。防衛費増額の方針そのものについても、各種世論調査で、反対が上回っています。大軍拡・大増税・憲法違反の政治に対し、岸田首相の内閣支持率は、政権発足後最低の 25%（毎日）にまで落ち込みました。国民、県民の不信と不安の現れです。

いま必要なのは、憲法 9 条を生かした平和外交により、戦争を起こさないために外交努力を尽くすことです。憲法改定で軍事費・防衛費の軍拡ではなく、憲法に根ざした政治であり、福祉の向上、社会保障の充実により安心して暮らせる国民生活をつくることです。よって、新規意見書第 164 号は可決すべきです。

新規意見書第 167 号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を求める意見書についてです。これは、加齢性難聴者の日常生活改善のために補聴器購入の全国一律の公的支援を求めるものです。

高齢者の社会参加、また定年延長や再雇用で働くことが当たり前になる中で、耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、社会参加、働くうえで大きな障害になっています。また補聴器の普及は認知症予防や健康寿命の延伸につながるといわれています。しかし、

高額なために補聴器をあきらめざるを得ないのが実態です。高齢者の社会参加、安心して生活できるようにするためにも、支援制度の創設は必要です。

意見書第 167 号は可決し、新規請願第 136 号は採択すべきです。

新規意見書第 168 号全ての子どもへのよりよい幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書についてです。

これは、幼児教育・保育の無償化のもとで国に必要な財源を求め、保育士等職員の配置基準の改善、処遇改善を求めるものです。保育士の長時間労働は常態化しており、適切な労働環境の実現は、保育の質の向上の点からも重要です。日本では4歳児は30人に保育士1人の配置基準ですがイギリスでは8人に1人です。安全な保育のためにも直ちに改善すべきです。よって新規意見書第 168 号は可決し、関連する請願第 137 号は採択すべきです。

新規意見書第 172 号 20 人程度学級を展望した少人数学級の実現を求める意見書についてです。

これは、一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別指導をするため少人数学級の実現を求めるものです。

コロナ禍の下で教員を増員するとともに少人数学級実現のために教育予算の抜本的拡充が切実な課題となっています。2020 年には、全国知事会、市長会、町村会の連名で少人数学級編成を求めています。本年度から公立小学校の学級編成を段階的に35人に引き下げます。コロナ禍のもとでこそ、20人程度学級の実現、標準法の見直しで教職員定数の改善を行うべきです。

よって新規意見書第 172 号は可決し、新規請願 139 号は採択すべきです。

新規意見書第 173 号義務教育諸学校教職員給与の「義務教育費国庫負担」を2分の1に還元するとともに、制度の充実を求める意見書についてです。

これは、国が義務教育費国庫負担をそれまで2分の1だったものを3分の1に削減したことに伴い、地方の財政圧迫となる下で、国負担を元に戻すことを求めるものです。義務教育費国庫負担制度は、教職員配置の財政的な支えとして役割を果たしてきており、教育環境を整備するためにも負担割合を2分の1に戻すべきです。

よって新規意見書 173 号は可決し、関連する新規請願 140 号は採択すべきです。

新規意見書 175 号ミニマム・アクセス米の輸入を中止するとともに、生産費用を償う価格下支えと食糧支援の制度化を求める意見書についてです。

これは、ミニマム・アクセス米の輸入を中止し、戸別所得補償・米価変動補てん交付金の復活などを求めるものです。

ミニマム・アクセス米は年間 77 万トンの輸入を続け、国内では国産米の需要を奪い、米価下落の要因として稲作農家に重大な影響を与え続けてきました。国際的な穀物価格の高騰のもとアメリカ産うるち精米は 1 トン当たり 254,000 円と国産米価を大きく上回ります。しかも、毎年約 60 万トンが 1 トン当たり 2 万円程度の飼料用として販売し、政府は数 100 億円もの差額を税金で賄っています。輸入中止、戸別所得補償制度などの復活、国産農産物の生活困窮者への食料支援として活用することは喫緊の農家支援です。よって新規意見書 175 号は可決し、新規請願 143 号は採択すべきです。

次に新規請願第 141 号教育予算の増額を求めることについてです。

県内の教育を巡っては、不登校、いじめ、発達障害児の増加、高い教育費負担など問題が山積しており、一人ひとりの子どもの学ぶ権利を保障し行き届いた教育環境の実現が求められています。その為には、教育費の抜本的増額が必要です。OECD 加盟国の公教育費 GDP 比は平均では 4% に対し、日本は 2.9% と大きく下回っています。県は、教育施設の整備、教職員の確保、保護者負担の軽減など、教育予算の抜本的な増額を行うべきです。

よって新規請願第 141 号は採択すべきです。

新規請願 142 号「田島高校と南会津高校との統廃合を一旦凍結し、県教委の「改革の方針」をもとにし県民と県教委は真摯な話し合いを行うことを求めることについてです。

田島高校と南会津高校の統廃合については、今年 3 月議会の条例制定後も見直しを求める意見が相次いでいます。2019 年には、人口からすればほとんどの住民と団体が署名したと思われる、個人署名 9,790 筆、団体署名 113 筆が知事、教育長に提出されました。

地域住民からは、県教育委員会自身が定めた「改革の方針」通りならば、南会津高校は「地域協働推進校になってもおかしくない」との思いを強めており、県教委はそのことへの説明を行っていません。

「南会津高校がなくなったら通える高校がなくなってしまう」「通学バスや寄宿舎のための新たな負担が増えてしまう」など県と県教育委員会、そして議会はこうした住民の声を真摯に受け止めるべきです。いったん凍結し、住民との話し合いを継続すべきです。よって新規請願 142 号は採択すべきです。

以上で討論を終わります。

以上